

国土不第37号  
国土入企第13号  
平成28年7月14日

(一社) 日本グラウト協会会長 殿

國土交通省土地・建設產業局不動產業課長



国土交通省土地・建設産業局建設業課長



## 民間建設工事の適正な品質を確保するための指針について

民間建設工事については、建設業法により、各々の対等な立場における合意に基づいて契約及びその履行を図るものとされていますが、工事の性質上、事業期間が長期にわたり、工事請負契約では想定されなかった事象や施工上のリスクが発現する可能性が常に存在します。

このようなリスクの発現による事業の遅延や費用等への影響を防ぐためには、工事請負契約に先立ち、予め受発注者間で具体的にどのようなリスクが存在するか等について情報提供や意思疎通を図り、不明な点や各々の役割分担について、できるだけ明確化しておくことが必要となります。

こうした点について、6月22日の中央建設業審議会・社会资本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会「中間とりまとめ」において、民間建設工事の適正な品質を確保するための対応として、施工上のリスクに関する基本的考え方や協議項目等に関する基本的枠組みを指針としてとりまとめる必要性が盛り込まれ、これを受け、今般、民間建設工事の適正な品質を図るための指針（民間工事指針）を策定しました。

貴団体におかれましては、本指針の趣旨及び内容をご理解の上、会員企業に周知し、適切にご対応頂けるようお願いいたします。